

# シーホッパークラスルール



日本シーホッパー協会

2013 年 4 月 1 日発行

## 目 次

### 第1章 クラスルールの原則、目的及び定義

1. 原則
2. 目的
3. ビルダー
4. 計測方法
5. 法律上の免責
6. 登録及び計測証明書
7. 計測員の認定
8. 計測員の資格
9. 規格の維持
10. 任意事項
11. テンプレート及び許容範囲

### 第2章 クラスルールの基本条件

1. 加工, 変更, 追加, 取付位置
2. シーホッパーの構成品
3. 艀装等に関する規定
4. マークⅠ及びマークⅡについて
5. 艇体およびマストの重量
6. 計測合格印又はサイン
7. 所有権の変更
8. 浮力材
9. 浮力及び水密性のテスト

### 第3章 基本条件に関する限定項目

1. 補修及び交換
2. 装備品
3. 艀装品
4. マスト及びブーム
5. センターボード
6. ラダー
7. ティラー
8. シート及びロープ
9. ブームバング
10. セール
11. セールナンバー
12. クラスエンブレム
13. 搭載品
14. 衣類及び装備
15. レースの条件
16. 改正

### 第4章 スモールリグ, ミニリグに関する特別項目

1. 定義
2. スモールリグに関する特別ルール

### 3. ミニリグに関する特別ルール

### 第5章 競技におけるリグの使用に関する規定

#### 付 則

1. クラスルールの改正
2. クラスルールの施行日
3. 第1次改正 昭和62年2月1日
4. 第2次改正 昭和62年12月12日
5. 第3次改正 平成1年12月20日
6. 第4次改正 平成7年4月1日  
改正内容 第1章及び第3章の変更
7. 第5次改正 平成9年7月1日  
改正内容 第3章の変更
8. 第6次改正 平成10年7月1日  
改正内容 第3章の変更
9. 第7次改正 平成15年4月1日  
改正内容 第3章の変更
10. 第8次改正 平成18年4月1日  
改正内容 第1章～第3章の変更
11. 第9次改正 平成19年4月1日  
改正内容 第3章の変更
12. 第10次改正 平成21年4月1日  
改正内容 第1, 3章の変更
13. 第11次改正 平成24年4月1日  
改正内容 第3, 4章の変更
14. 第12次改正 平成25年4月1日  
改正内容 第3章の変更

#### 基本条件に関する限定項目(第3章)への補足

(公式解釈)

1. 補修及び交換
2. 装備品
5. センターボード
6. ラダー
7. ティラー
8. シート及びロープ
9. ブームバング
10. セール

船体形状計測図

ブーム計測図

センターボード計測図

ラダーボード計測図

ティラー計測図

デッキ艀装計測図  
マスト計測図  
スモールリグマスト計測図  
セール計測図  
スモールリグセール計測図  
ミニリグセール計測図  
クラスエンブレム計測図及び色指定

## 第1章 クラスルールの原則、目的及び定義

### 1. 原則

このクラスルールは、本来のワンデザインクラスの目的である「セーリング競技は艇の競争ではなく競技者の技術の競争である」という思想に基づいている。このルールに明記されていなくても、この原則に反する事は認められない。

### 2. 目的

このクラスルールの目的は、「全国のシーホッパー級愛好者に純粋にセーリングを楽しんでもらう」「全国各地でシーホッパー級のレースを実施するにあたり、同一の規則、同一の条件のもとでレースを行う」「スポーツとして、又レクリエーションとしてのセーリングを奨励する」ことにある。

### 3. ビルダー

このクラスルールで言うところのビルダーとは、「ヤマハ発動機株式会社」ならびにヤマハ発動機株式会社によって建造許可が与えられた造船所を指す。

### 4. 計測方法

計測方法は、このクラスルール条文、計測図及びメジャメントフォームに明示される。

### 5. 法律上の免責

このクラスルール条文、計測図及びメジャメントフォームに関して生ずる紛争については、日本シーホッパー協会（以下本協会と称す）は如何なる法律上の責任も負わない。

### 6. 登録及び計測証明書

- 6.1 計測証明書は、公式計測員が計測し当クラスルールに合格したなら計測証明書に署名をして発行される。発行された計測証明書は、クラス協会の年度艇登録をもって有効とされる。
- 6.2 艇登録が完了することで、クラス協会より登録ステッカーが送付される。
- 6.3 年度登録ステッカーを艇体トランサムに貼る事で、年度登録が証明される。また、ステッカーの一部を計測証明書の艇登録ステッカー貼付個所に貼らなければならない。

### 7. メジャラーの認定

公式計測員は、本協会計測委員会の指導のもとに本協会によって認定される。計測委員長を含む公式計測員は本協会が推薦して(財)日本セーリング連盟によって承認を受けるものとする。

## 8. メジャーの資格

計測員は、自己の所有艇及び利害関係にある艇は計測できない。又、ビルダー及びこれに関係ある者は艇出荷後の計測はできない。

## 9. 規格の維持

艇が常にクラスルールに合致している事を保証するのはオーナーの責任である。本協会の許可なく改装・修理をした場合、再計測に合格するまでは計測証明書は無効となる。(軽微な改装・修理は除く)

## 10. 任意事項

本章1. 原則に反する事及びこのクラスルールで、明確に任意事項として認められている事以外は禁止される。

## 11. テンプレート及び許容範囲

計測に使用されるテンプレートは計測図に従って製作される。艇体形状は、計測図に従って計測される。許容範囲は、+-の場合はその中に入らなければならない。又、最大及び最小は各々それ以下及びそれ以上を意味する。

## 第2章 クラスルールの基本条件

### 1. 加工, 変更, 追加, 取り付け位置

当初ビルダーから供給されたシーホッパーを構成する全てのものについて, 第3章の項目で許されるものを除き, いかなる加工も, 変更も, 追加も, 取り付け位置の変更もしてはならない。(スターンハッチ貼付用のセイルナンバーシールは構成するものから除く)

### 2. シーホッパーの構成品

シーホッパーを構成する全てのものについては, 破損等による補給パーツ類も含め, 第3章の項目で許されるものを除き, ビルダーから供給されたものでなければならない。(スターンハッチ貼付用のセイルナンバーシールは構成品から除く)

### 3. 艀装等に関する規定

艀装等に関する規定は, 第3章の項目の規定に従わなければならない。

### 4. マークⅠ及びマークⅡについて

4.1 マークⅠ, マークⅡとも同一条件でレースに参加できる。

マークⅠをマークⅡに, 又はマークⅡをマークⅠの仕様に改装する事は許されない。  
但し, マスト、セイル、ラダーボード、ラダーヘッド(ピントル, ガジョンの変更を含む)ティラー、センターボードについてはこの限りではない。(3章 1.4 補足文参照)

### 5. 艇体, マストの重量

5.1 艇体の重量は, 61kg 以上でなければならない。艇体重量は, ベアハルの状態で永久に固定されていない装備品類は含まれない。

5.2 マストの重量は, 6.3kg 以上でなければならない。

5.3 補正重量は, 艇体には 5kg までコクピット最後部の見える所に, 又, マストには 3kg までマストの頂部でマストトップより 10cm 以内に, 樹脂とクロスで固着しなければならない。計測証明書にはこの重量を記入する。

### 6. 計測合格印又はサイン

計測に合格した場合, ハルはアフターデッキ, マストはデッキ上約 10cm の場所, ブームはタックより30cm 以内, セイルはタックより半径 30cm 以内に, 公式メジャラーによって合格印又はサインが記入され日付けがつけられる。但し, 建造時の合格は第1章6の計測証明書の発行をもってする。

### 7. 所有権の変更

所有権が変更した場合, その計測証明書は無効となる。新所有者は, 改めて計測証明書の発行申請を行わなければならない。旧計測証明書は, 日本シーホッパー協会に返還されるものとする。

## 8. 浮力材

艇体内部には、浮力体が取付けられているが、これに故意に手を加えてはならない。浮力材は発砲スチロール又は同等品を使用し、27 リッター以上取付なければならない。

## 9. 浮力及び水密性のテスト

艇体の浮力及びハッチ・ドレンコック等の水密性は、メジャーが疑わしいと思った時には浸水テストを命じて、水洩れ及び浮力のチェックをすることができる。浮力能力及び水密性の確保・維持はオーナーの責任である。浮力が不十分な場合は、計測証明書は撤回され補正されるまで返却されない。浮力テストは、ベアハルを正立の状態でドレンプラグを開けて艇体内部に充分浸水させ、鉄片 11.5kg をコクピット内に乗せたとき艇体の一部が水面上に出ていなければならない。

### 第3章 基本条件に関する限定項目

#### 1. 補修及び交換

- 1.1 ハル・デッキ等が破損した場合は、出来る限り元の通りに復元する為の補修をしても良い。
- 1.2 艀装品が破損した場合、以前と全く同位置か計測図で許される範囲内であれば交換をしても良い。
- 1.3 前項(1.1 及び 1.2)の規定にかかわらず、特別の意図を持って行なわれたと認められる補修・交換は許されない。
- 1.4 破損した場合並びに補修又は交換をした場合は再計測を受けなければならない。但し軽微な補修又はビルダー供給品への交換については再計測の必要はない。レース期間内においては、レース委員会に申請してその指示に従って実施される。(補足文参照)
- 1.5 マスト及びブームの補修等については、計測図に合致していなければならない。第3章で許される艀装品の①を変更した場合、元の取り付け穴の補修をしても良い。但し性能に影響を及ぼすような補修をしてはならない。(補足文参照)

#### 2. 装備品

- 2.1 デッキ上又はコクピット内に、1 個であれば物入れの袋や容器を取り付けても良い。但し、取り付け穴を用いないものはこの限りではない。
- 2.2 デッキ上又はコクピット内に、1 個であればコンパスを取り付けても良い。コンパスを取り付ける場合、原則として取り付けネジ以外の穴をあけてはならない。もしコンパスを埋込みで取付ける場合は、コンパスを取り去っても艇体は水密でなければならない。(補足文参照)
- 2.3 風見をつけても良い。但し、セール及びマスト以外の所には取り付け穴をあけてはならない。マストへの取り付け穴はマストトップから 10cm 以内とする。
- 2.4 フットベルトにパッドをつけても良い。又、フットベルトを張っておく為にショックコード又はロープを使用しても良い。フットベルト取り付け用のアイプレートはビルダー供給品であれば他のタイプに変更しても良い。
- 2.5 ルールによって許される艀装品・装備品類の取り付けや補修の為に、デッキ及びコクピット内で構造上の安全が確保できる位置であれば、内径 140mm/m 以下のインスペクションハッチを2 個以内で取り付けでも良い。但し、この場合インスペクションハッチはネジ込み式の水密のものでなければならない。

#### 3. 艀装品

- 3.1 センタボードケース上のメインシートブロック及びカムクリートは、他のタイプのものに変更しても良い。又、センターボード調節用のゴムとアルミ板は取り外しても良い。
- 3.2 クラムクリートは、他のクリートに変更しても良い。
- 3.3 ダウンホールロープ、ブームバングロープ、アウトホールロープ調節用に、クリート、デッドアイ(又はブロック)を追加しても良い。(数に制限はない)但し、クリート及びデッドアイ(又はブロック)の取り付け位置は、計測図で示されるそれぞれの取り付け許容範囲内でなければならない。(補足文参照)

#### 4. マスト及びブーム

- 4.1 マストとマストホールとの隙間を埋める為に、マストの全周にわたって均一な厚みを持つスペーサーを施しても良い。マストのつなぎ目にテープを貼り付けても良いが、何重にも巻き付けてテーパ状にすることは認めない。
- 4.2 マストの抜け落ち防止のため、カニング用アイ(又はブロックベース)とマストのバングベール又はグースネックをショックコード(6φ以上)で連結しなければならない。(ショックコードを推奨するが、3φ以上のロープも可とする。)連結方法は任意とする。このときにマストがおおよそ180度回転するようにショックコード等の長さを調整しなければならない。
- 4.3 ブームについているシングルブロックは、他のシングルブロックに変更しても良い。
- 4.4 ブームに補強用のスリーブを追加しても良い。但しスリーブは、ビルダーが供給するものでなければならない。取り付けについては、計測図に合致した位置に取り付けなければならない。(図を参照)
- 4.5 ブームに補強用のスリーブを追加した場合は、ブームベイル及びブームブロックを取り付けるリベットで固定されなければならない。スリーブの前後を固定する目的で、2ヶ以内のリベットを使用しても良い。
- 4.6 メインシートの垂れ止め用のベイルを他の柔らかい素材(ベルトまたはセールクロス等)に変更しても良い。この時の取り付け位置は標準の金属ベイルの位置を中心とすることとし、20cmx20cm以内の大きさのものとする。

#### 5. センターボード

- 5.1 センターボードは、傷の修理に限り最少限の修正を加えても良い。但し計測図に合致していなければならない。(巻末補足文参照)
- 5.2 センターボードには、抜け落ち防止を目的とする十分な強度を持ったロープ又はショックコードをセットしていなければならない。(補足文参照)

#### 6. ラダー

- 6.1 ラダーボードは、傷の修理に限り最少限の修正を加えても良い。但し計測図に合致していなければならない。(補足文参照)
- 6.2 ラダーには、抜け落ち防止をほどこさなければならない。
- 6.3 ラダーのダウン用ロープを引く力は最大 1/2 とする。ロープ数・ブロック数に制限はない。
- 6.4 ラダーの跳ね上げ用ロープおよびデッドアイを追加してもよい。その場合の引く力は最大 1/2 とする。ロープ数・ブロック数に制限はない。
- 6.5 ラダーボードとラダーヘッドを連結するためのボルト・ナットおよびティラーストッパーピンは他のタイプのものに変更しても良い。
- 6.6 ラダーヘッドのピントル差し込み穴に非金属製のブッシュ(緩衝材)を取り付けても良い。この取り付けに際し、差し込み穴の加工(削り取り 又は補修)を認めるが、加工後の穴の直径を最大12.5Φとする。

#### 7. ティラー

- 7.1 ティラーエクステンション(ジョイントを含む)は、他のタイプのものに変更しても良い。
- 7.2 ティラーは、ラダーヘッドより抜け落ちない様にしなければならない。(補足文参照)

7.3 ティラーの長さは調整して良いが 105cm 以下にしてはならない。

形状は計測図に合致していなければならない。(図及び補足文参照)

7.4 ラダー跳ね上げ用ロープ調節のためにティラーへのクリート追加を認める。数・取付位置に制限はない。(補足文参照)

## 8. シート及びロープ

8.1 シート及びロープ類は、他のシート及びロープ類に変更しても良い。但し、1 本の連続したもので均一な直径のものであること。又、その一部或いは全部がワイヤーのものは使用してはならない。シート及びロープ類のコントロールを補助するためにショックコードを使用しても良い。(巻末補足文参照)

8.2 メインシートは、両端を艇に固縛(抜け止めを含む。)し、ブームブロック 2 個及びその間にあるブームベイルを通過しトラベラーブロックを使用したシステムでなければならない。(補足文参照)

8.3 メインシートトラベラーロープは、一方のロープエンドを右舷スターンデッキ上のデッドアイに固縛し、もう一方のロープエンドをトラベラーブロック、左舷スターンデッキ上のデッドアイ及びスターンデッキ上のクリートを通す順で導かなければならない。トラベラーブロックは、他のトラベラーブロックに変更しても良い。(補足文参照)

8.4 アウトホールロープは、ブームエンド上部のアイストラップ及びメインセールのクリュークリングルを使用しアウトホールロープ用クリートに導かなければならない。アウトホールロープの調整用にブロック(取り付け用シャックル等含む)を追加しても良い。ロープ数・ブロック数に制限はない。又クリートの取り付け位置は、任意に変更しても良い。アウトホールロープの取り付けにスナップフックを使用しても良い。但し、アウトホールロープを引く力は最大  $1/10$  までとする。

8.5 ダウンホールロープ(カニンガムホールロープ)は、マストホール後部デッキ上のデッドアイ(又はブロック)を通しダウンホールロープ用クリートに導かなければならない。ロープ数・ブロック数に制限はない。ダウンホールロープを引く力は最大  $1/6$  までとする。

8.6 クリューロープはマジックテープなどの他のタイプに変更しても良い。(補足文参照)

## 9. ブームバング

ブームバングは、他のブームバングに変更しても良い。但し、両端をブロックとする構成とし、両端をブーム側のベイルとマスト側のベイルに取付けなければならない。ロープ数・ブロック数に制限はない。又、ブームバングを引く力は最大  $1/8$  までとする。(補足文参照)

## 10. セール

10.1 セールの計測図における寸法は最大を示しており、その寸法を越えてはならない。セールの計測は以下の通りとする。

- ・セールの計測は、しわを伸ばし平にして張力をかけずに計るものとする。
- ・リーチの長さは、マストスリーブの最頂部とマストスリーブ前縁又はその延長線上と直角に交わる点より、クリューのフットとリーチの交点までを計測する。尚クリューの交点が欠けている場合は両方の延長線上の交点までを計測する。
- ・リーチの  $1/4$ ,  $1/2$ ,  $3/4$  の高さに於けるガースの長さは、リーチを  $1/2$  及び  $1/4$ ,  $3/4$  に折重ねた点よりラフまでの最短距離を計測する。
- ・ピークよりフット中点までの長さは、フットのクリューとマストスリーブ前縁の最下端を重ねてフットの中点を求め、セールに沿って計測する。

10.2 バテンは、他のバテンに変更しても良い。バテンの長さは計測図に示す。

10.3 セールの補修は、布地の破れ・縫い目のほころびに限って補修をしても良い。但し、補修をしたセールも計測図に合致していなければならない。又、セールの補修については以下の規定に従わなければならない。

- ・ 補修に使用する材料は、セール本体と同一でなければならない。
- ・ 明らかにセールのコーナー等の補強の増加、あるいはフラッターパッチ等改造の意図が認められるものは許可されない。

## 11. セールナンバー

11.1 セールナンバーは、中央のバテンと下のバテンとの間にセイルの縫い目に沿って平行に且つスタボードサイド面がポートサイド面の上方にくる様に貼り付け又は縫い付け又は鮮明にマーキングされていなければならない。

11.2 セールナンバーの各数字は、青色でなければならない。

11.3 セールナンバーは、以下の最小寸法を持っていなければならない。

- ・ 数字の高さ ..... 250m/m
- ・ 数字の幅 ..... 160m/m (1を除く)
- ・ 数字の太さ ..... 40m/m
- ・ 各数字の間隔 ..... 50m/m

## 12. クラスエンブレム

クラスエンブレムは計測図に示す通りである。クラスエンブレムは、セイルナンバーの上方に取付けなければならない。

## 13. 搭載品

帆走をする場合には、以下のものを搭載しなければならない。帆走指示書等によってパドルの搭載が免除される場合もある。また、アンカーの搭載を義務づけられた場合は、アンカーロープの一端をアンカーに、他端を艇に固縛していなければならない。(クラスルールを帆走指示書により変更する場合はセーリング競技規則にもとづく手続きが必要である。)

- ・ パドル(1本) パドルはビルダーから供給された物でなくても良い。
- ・ 係留ロープ(6φ以上で5m以上)係留ロープはバウプレートに一端を固縛していなければならない。

## 14. 衣類及び装備

乗艇中の乗員は、常にライフジャケットを着用しなければならない。

## 15. レースの条件

帆走指示書による規定が無い限り、全レガッタを通じ競技中の乗員は1名とする。帆走指示書によって2名以上の乗員が許される場合もある。

## 16. 改正

クラスルールの改正は、日本シーホッパー協会のルール委員会で審議し、(財)日本セーリング連盟と協議の上、決定される。

## 第4章 スモールリグ、ミニリグに関する特別項目

### 1. 定 義

スモールリグとは、シーホッパーを構成する艀装品のうち「スモールリグ計測図」に定める、セール及びマストを使用したリグをいう。

ミニリグとは、シーホッパーを構成する艀装品のうち「ミニリグ計測図」に定めるセール及びスモールリグマストを使用したリグをいう。

### 2. スモールリグに関する特別ルール

2.1 第2章 5. 2. に規定するマストの重量は、5.2kg 以上とする。

2.2 第3章 11. 2. に規定するセールナンバーの各数字は、赤色とする。

### 3. ミニリグに関する特別ルール

3.1 第2章 5. 2. に規定するマストの重量は、5.2kg 以上とする。

3.2 第3章 11. 2. に規定するセールナンバーの各数字は、緑色とする。

## 第5章 競技における、リグの使用に関する規定

競技において使用されるリグは、主催者が指定し、大会実施要項、又は帆走指示書により規定される。

## 付 則

### 1. クラスルールの改正

当クラスルールの改正は、(財)日本セーリング連盟と日本シーホッパー協会が協議の上決定するものとする。

### 2. クラスルールの施行日

当クラスルールは、昭和 61 年 5 月 1 日より施行される。

3. 第 1 次改正 昭和 62 年 2 月 1 日

4. 第 2 次改正 昭和 62 年 12 月 12 日

5. 第 3 次改正 平成 1 年 12 月 20 日 改正内容 第 4 章及び第 5 章の追加他

6. 第 4 次改正 平成 7 年 4 月 1 日 改正内容 第 1 章及び第 3 章の変更

7. 第 5 次改正 平成 9 年 7 月 1 日 改正内容 第 3 章の変更

8. 第 6 次改正 平成 10 年 7 月 1 日 改正内容 第 3 章の変更

9. 第 7 次改正 平成 15 年 4 月 1 日 改正内容 第 3 章の変更

10. 第 8 次改正 平成 18 年 4 月 1 日 改正内容 第 1 章～第 3 章の変更

11. 第 9 次改正 平成 19 年 4 月 1 日 改正内容 第 3 章の変更

12. 第10次改正 平成 21 年 4 月 1 日 改定内容 第 1 章及び第 3 章の変更、補足文追加

13. 第11次改正 平成 24 年 4 月 1 日 改訂内容 第 3 章及び第 4 章の変更

14. 第12次改正 平成 25 年 4 月 1 日 改正内容 第 3 章の変更

## 基本条件に関する限定項目(第3章)への補足(公式解釈)

### 1. 補修及び交換

#### 1.3

- ・マークⅠにマークⅡのマストを使用しても良い。(逆は不可)
- ・セルフベイラーのボトム側取り付け部分をパテ等により整形することを認める。

#### 1.5

- ・ブーム及びマストの本体素管の腐食による破損や第3章で許される艀装品の位置変更に伴う穴の補修には厚さ3mm以下のアルミ板で補修する事を認める。  
但し、穴に対して極端に大きな補強板はマスト・ブームの剛性向上に伴うため認められない。  
目安は「ひとつの艀装品を覆う程度の大きさで、艀装品又は穴の周囲から25mm以内の大きさである。」

### 2. 装備品

#### 2.2

- ・デジタルコンパスの使用を認めるがGPS機能や計算機能を有するものは認めない。

### 3. 艀装品

#### 3.3

- ・ダウンホールロープおよびブームバングロープ調節用のクリート、デッドアイ(又はブロック)を追加する場合、マストおよびブームに穴を開けることは認めない。
- ・アウトホール調節用のクリートを追加する場合はマストに穴を開けることは認めないが、ブームに穴を開けることは認める。

### 4. マスト ……10.セールの項に入っていたものをマストの項に移動

#### 4.1

- ・マストとマストホールの隙間を埋める為のスペーサーを艇体側に施すことは認めない。

### 5. センターボード

#### 5.1

- ・フランジを削り落とすことは認める。又、パテ等により、整形することも可。但し、その様な整形を行う場合においても、サイズ及び形状がクラスルールに合致する事。
- ・センターボードのガタつき防止のため、敷居すべり等をセンターボード上部及びセンターケース内どちらに貼り付けても良い。

#### 5.2

- ・センターボードストッパーとしてバウアイなどに固縛されたショックコードは抜け落ち防止とみなさない。

### 6. ラダー

#### 6.1

- ・フランジを削り落とすことは認める。又、パテ等により、整形することも可。但し、その様な整形を行う場合においても、サイズ及び形状がクラスルールに合致する事。
- ・ラダーのガタつき防止のため、敷居すべり等をラダー上部及びラダーヘッドの鋳型どちらに貼り付けてもよい。

## 7. ティラー

### 7.2

- ・スパーサー等を用いてラダーとティラーの間のガタを無くすことは認める。
- ・ティラーstopperピン(他のタイプのものも含む)を取り去ることは認められない。

### 7.3

- ・ティラーの長さとはティラーの端から端までを言う。但し、エンドのゴムキャップはティラーの長さに含まれる。(105cm 以下にしてはならない。105cm ちょうどはアウト)
- ・トラベラーブロックとの摩耗を防ぐためテープ等を巻いても良い。

### 7.4

- ・跳ね上げ用ロープ調節のためのクリートをテークル等他の用途に使用してはならない。ダウン用ロープ調節のためのクリートも同様。

## 8. シート及びロープ

### 8.1

- ・ロープエンドにボールやハンドルを使用しても良い。

### 8.2

- ・ブーム側のロープエンドはブーム上のアイに止めても良い。

### 8.3

- ・右舷スターンデッキ上のデッドアイでのノットやエンドボールによる抜け止めは固縛とみなさない。
- ・左舷スターンデッキ上のデッドアイを通す向きは任意である。
- ・トラベラーロープにテークルを施すことは認めない。
- ・トラベラーブロックを2連にせず、シングルブロックとシャックルを組み合わせたものに変更することを認める。又、シングルブロックのみも認める。

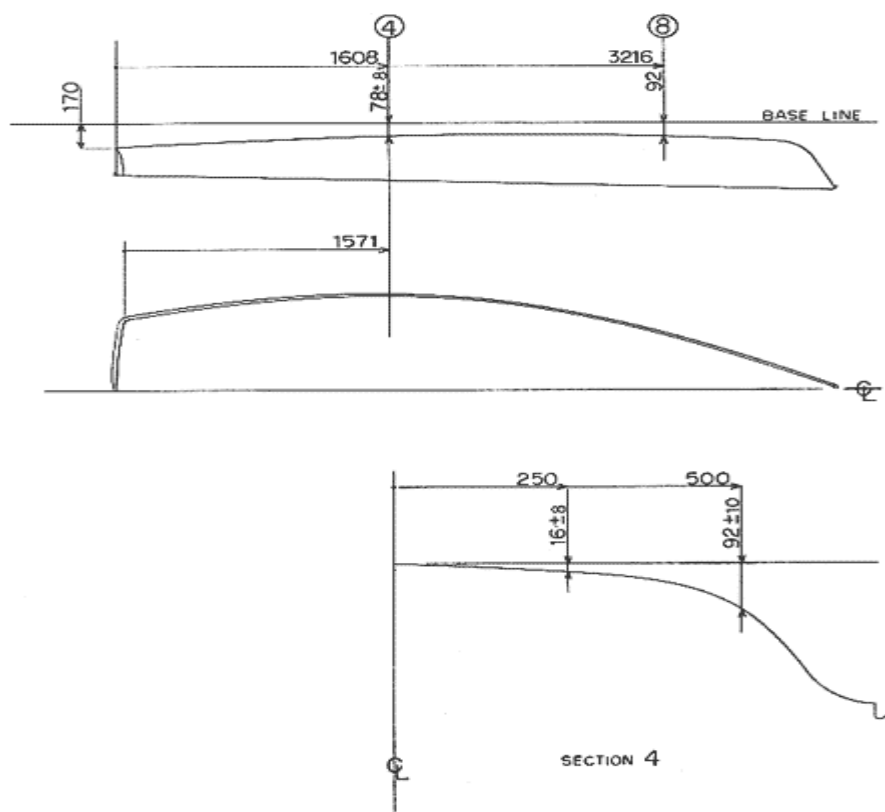
### 8.6

- ・ロープの滑りをよくするためにボール等の使用を認める。

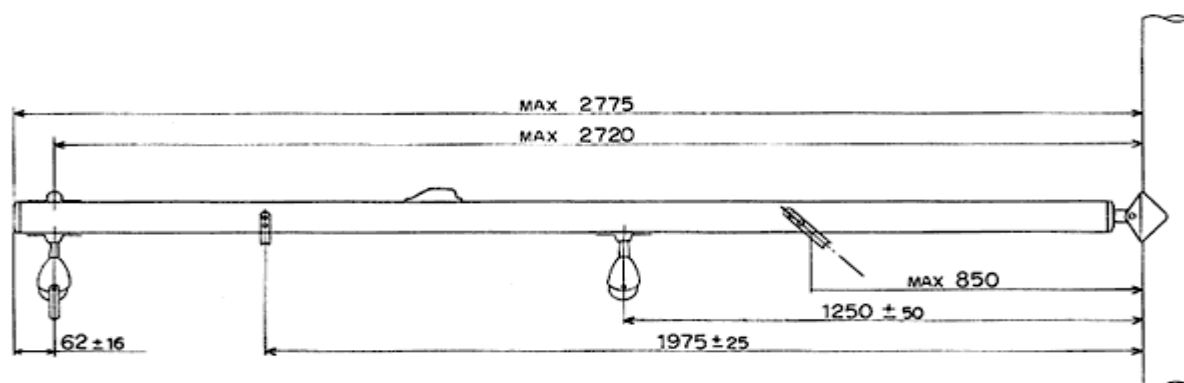
## 9. ブームバンク

- ・ロープの輪をテークルとして使用する場合、金属製のシンブルを入れてもよい。

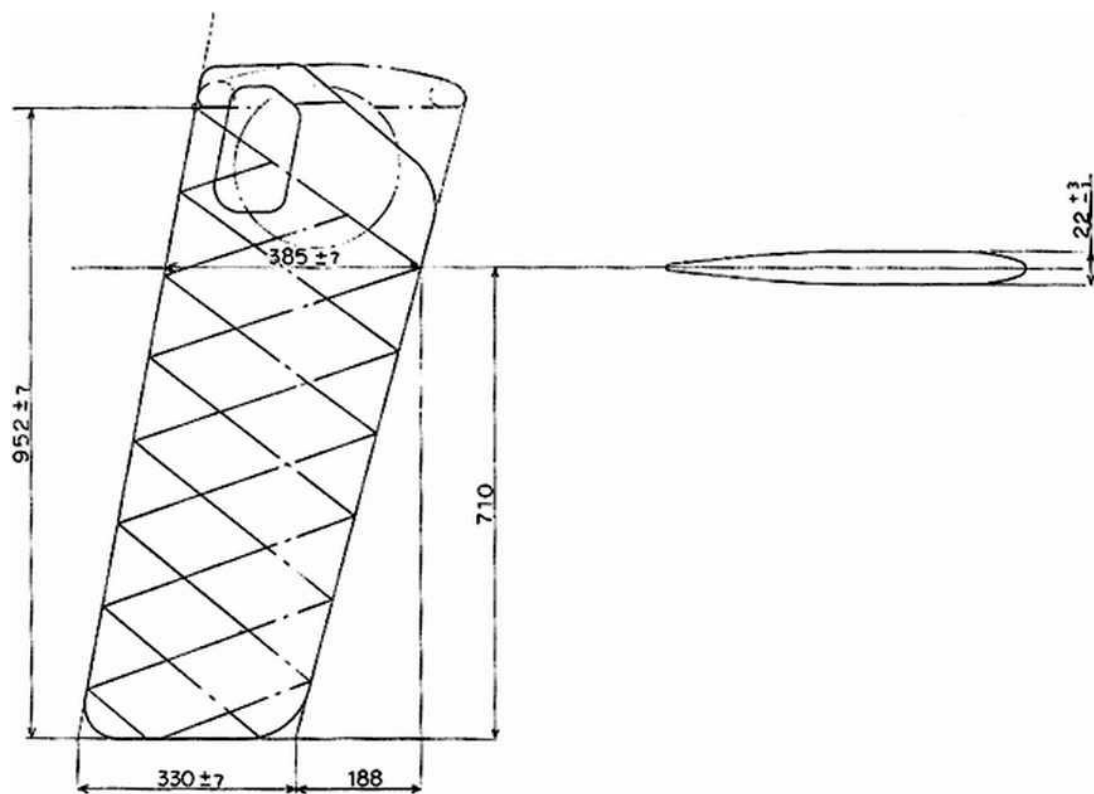
## 船体形状計測図



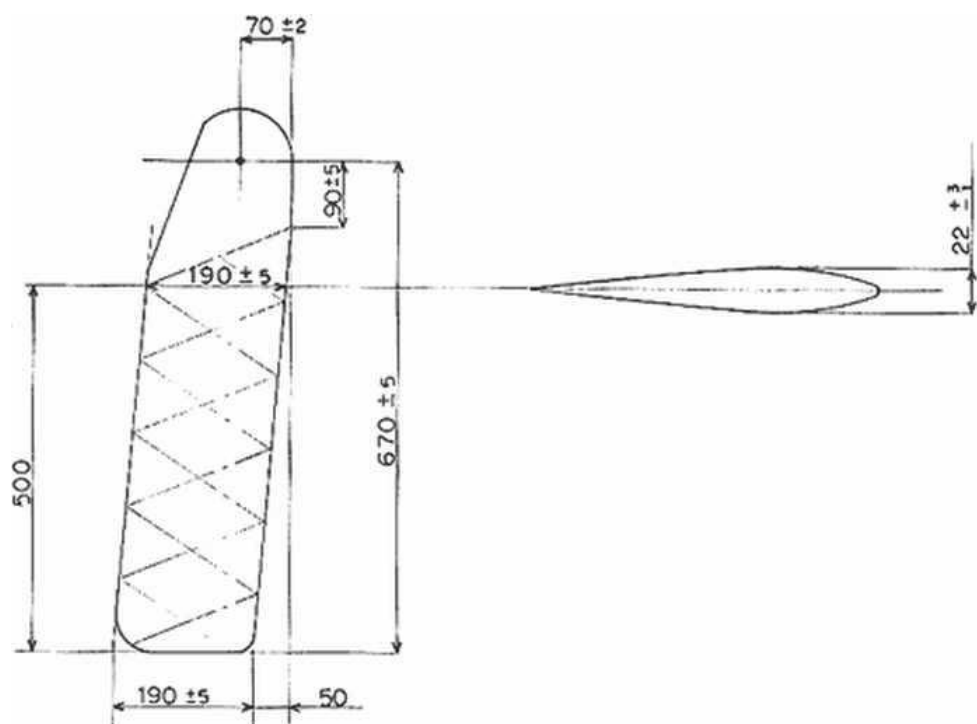
## ブーム計測図



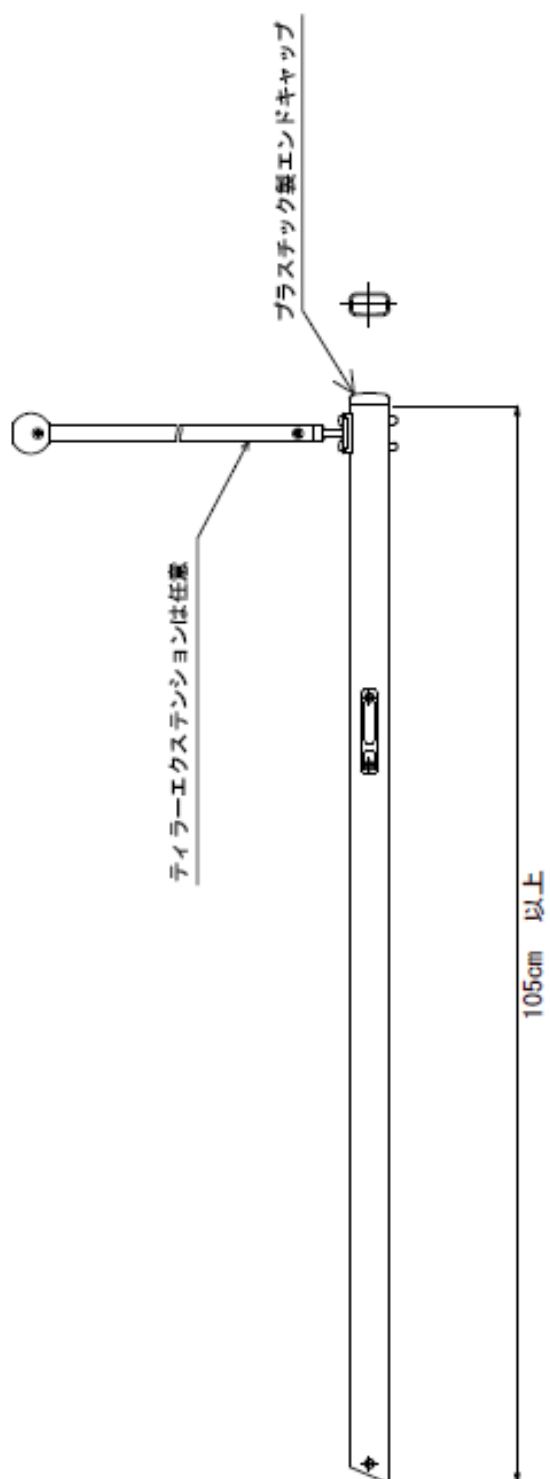
センターボード計測図



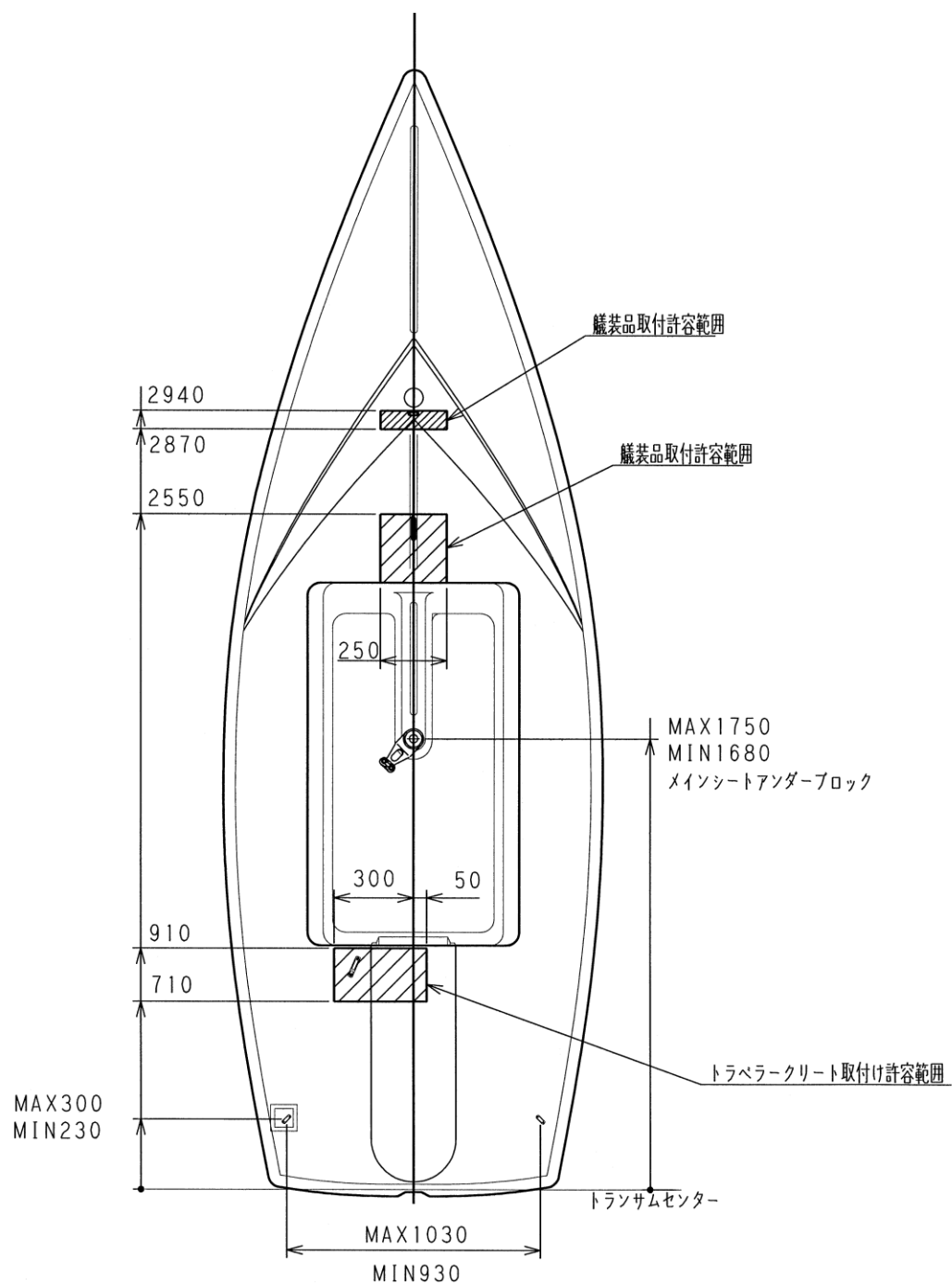
ラダーボード計測図



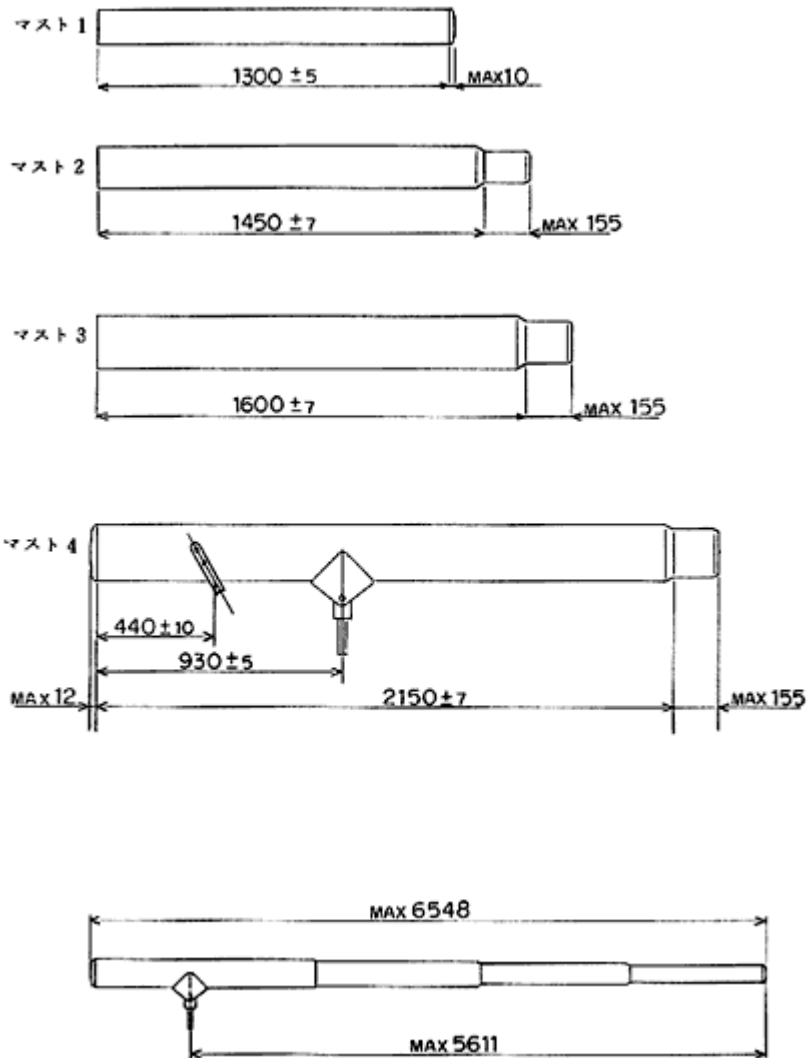
## ティラー計測図



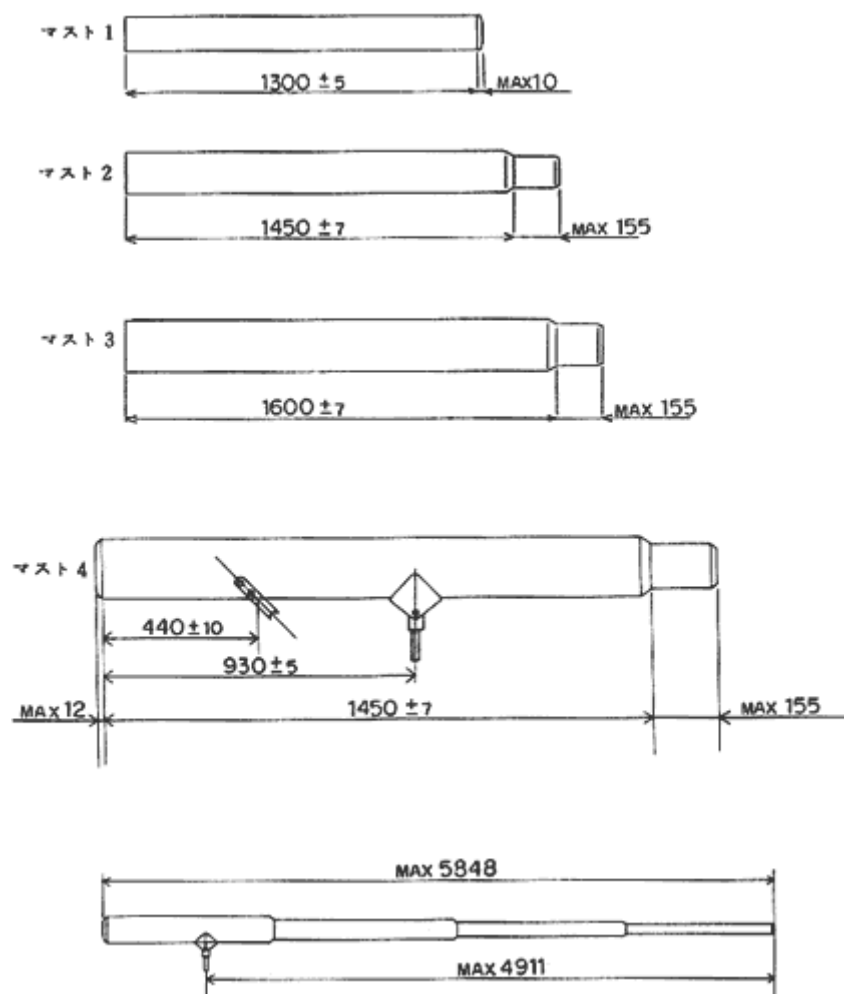
## デッキ艀装計測図



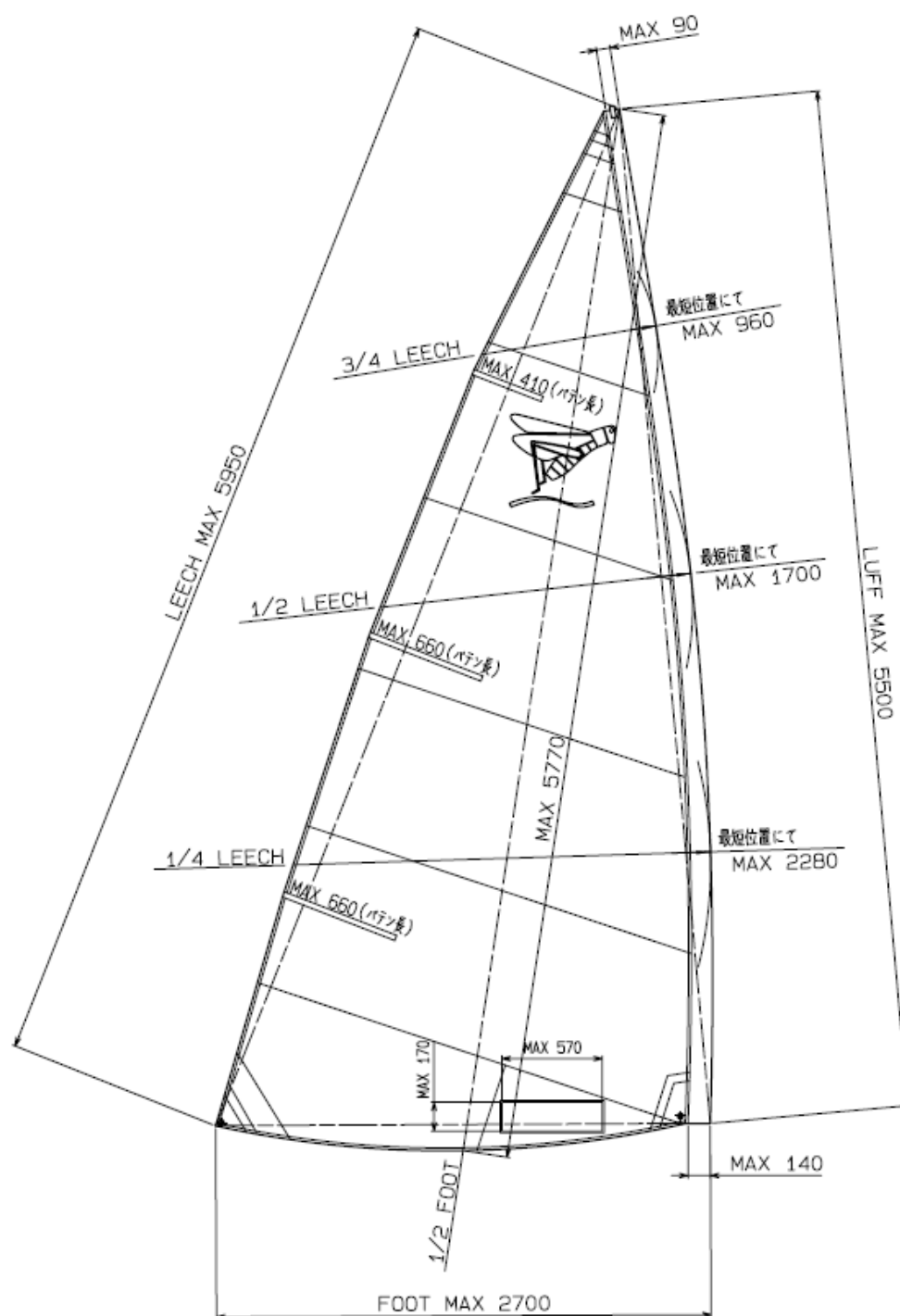
## マスト計測図



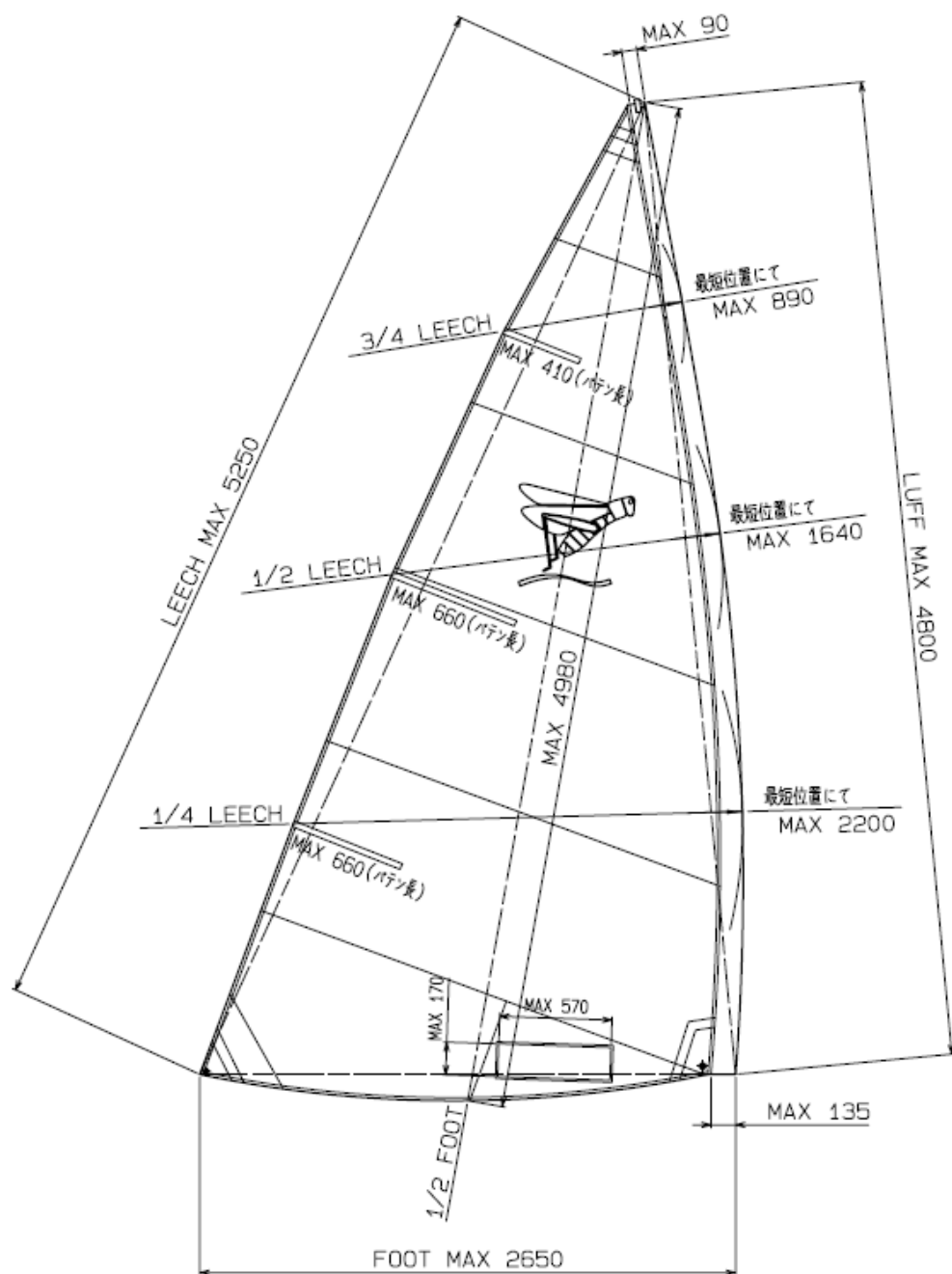
## スモールリグマスト計測図



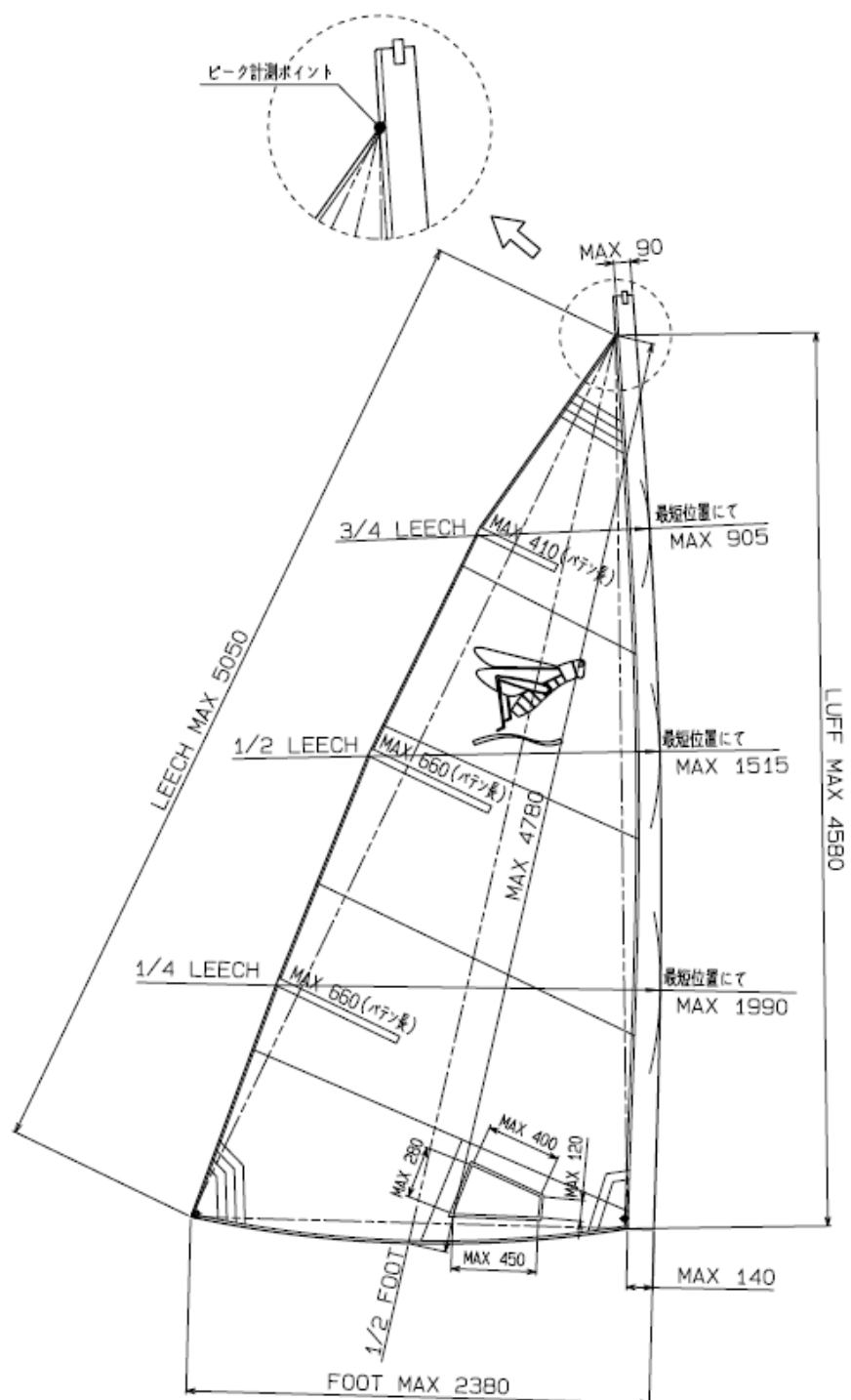
## セール計測図



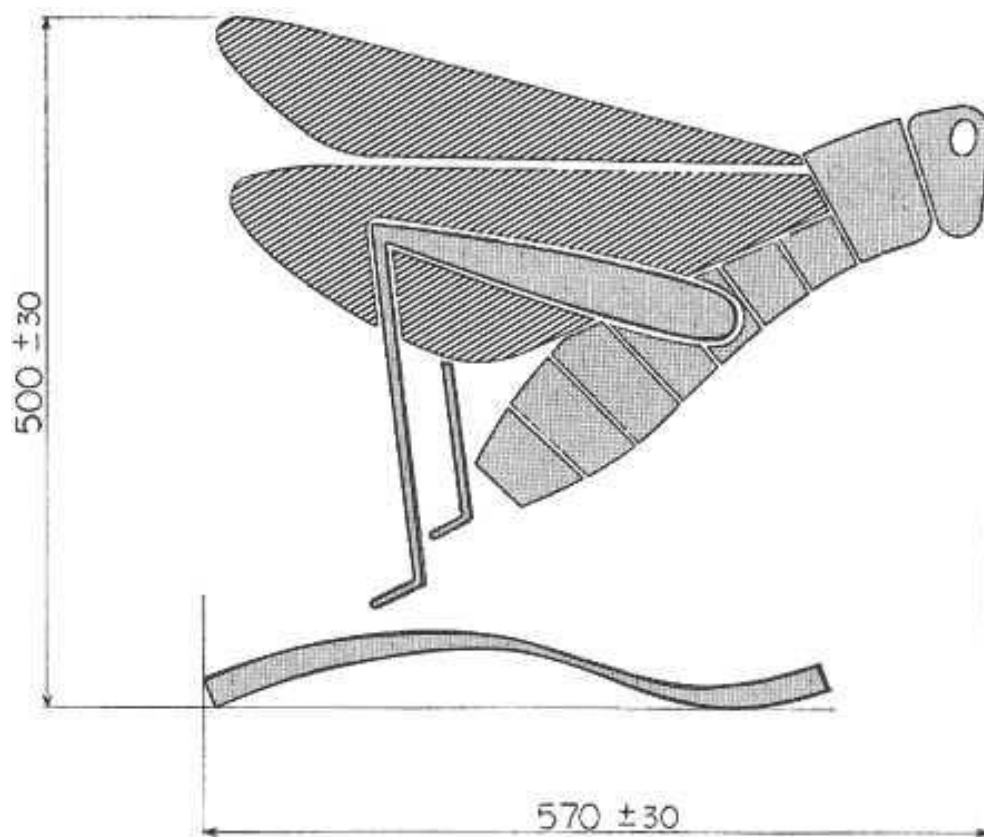
## スモールリグセール計測図



## ミニリグセール計測図



## クラスエンブレム計測図及び色指定



|        |            |                                                                                     |      |                                                                                       |      |
|--------|------------|-------------------------------------------------------------------------------------|------|---------------------------------------------------------------------------------------|------|
| カラーリング | I. シーホッパー  |  | オレンジ |  | ブルー  |
|        | II. スモールリグ |  | レッド  |  | レッド  |
|        | III. ミニリグ  |  | グリーン |  | グリーン |